

基本情報(令和4年4月1日現在)

法人の基本情報				
法人名	公益財団法人 兵庫県住宅建築総合センター			
所在地	神戸市中央区小野柄通七丁目1番1号			
連絡先	電話: 078-252-0091	ホームページ	http://www.hyogo-jkc.or.jp	
	FAX: 078-252-0096	アドレス		
団体所管課	まちづくり部 建築指導課 (電話:078-362-3608)			
設立年月日	昭和50年4月1日	代表者	理事長 吉村 文章 (元 兵庫県淡路県民局長)	
基本財産	20,000 千円			
県出資(出捐)額 (県全体:統合前込)	10,000 千円	他の出資(出捐)者	(一社)兵庫県建設業協会	(一社)全兵庫建設業協会
	(千円)	出資(出捐)額	3,000 千円	2,000 千円
	比率 (県全体比率)	50.0 % (%)	比率	15.0 %
役員数	8 人	職員数	18 人	
うち常勤役員	1 人	うち常勤職員	13 人	
設立目的	住宅に関する各種の事業を実施することにより、良好な住宅の建設を推進するとともに、建設業界及び関係業界の健全な振興を図り、兵庫県民の福祉の向上に寄与する。			
主な事業内容	1 ひょうご住まいサポートセンター事業 (住まいの相談、すまいづくりの支援等) 2 住まいと建物の安全・安心事業 (耐震診断改修計画評価事業、構造計算適合性判定事業) 3 住まいと建物に関する総合的な支援事業 (住宅瑕疵担保責任保険等事業、特定建築物等の定期報告事業)			
役職員の状況				
役員				
平均年齢	62.5 歳	平均年収(千円)	8,036 千円(支給実人数 2 人)	
常勤役員	1 人	非常勤役員	7 人	
うち県派遣	0 人 (%)	うち県派遣	1 人 (14.3 %)	
うち県OB	1 人 (100.0 %)	うち県OB	1 人 (14.3 %)	
職員				
平均年齢	59.1 歳	平均年収(千円)	5,624 千円(支給実人数 14 人)	
常勤職員	13 人	非常勤職員	5 人	
うち県派遣	3 人 (23.1 %)	うち県派遣	0 人 (%)	
うち県OB	3 人 (23.1 %)	うち県OB	0 人 (%)	

注) 「平均年収」は、常勤役職員が令和3年度に当該法人から得た報酬、給料、諸手当の合計額を支給実人数で除した額

(団体名: 公益財団法人 兵庫県住宅建築総合センター)

財務状況(単位:千円)					
区 分	H29 決算	H30 決算	R1 決算	R2 決算	R3 決算
総資産	250,460	278,065	276,959	275,534	273,035
負債総額	49,146	58,950	55,998	56,261	55,969
正味財産(純資産)	201,314	219,115	220,961	219,273	217,066
うち基本財産	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000
その他正味財産	181,314	199,115	200,961	199,273	197,066
一般正味財産 (利益剰余金、次期繰越活動増減差額)	181,314	199,115	200,961	199,273	197,066
当期収入計 A	354,084	370,908	325,310	308,393	298,845
うち県からの収入額計	35,685	34,426	35,397	35,227	31,845
県支出割合(%)	10.08	9.28	10.88	11.42	10.66
当期支出計 B	350,059	352,707	323,071	329,687	320,659
当期収支差額 C(A-B)	4,025	18,201	2,239	△21,294	△21,814
県からの財政支出計 (対前年度比:%)	35,685 (111.2)	34,426 (96.5)	35,397 (102.8)	35,227 (99.5)	31,845 (90.4)
うち委託料	35,685	34,426	35,397	35,227	31,845
うち補助金	0	0	0	0	0
上記以外	0	0	0	0	0
小 計	35,685	34,426	35,397	35,227	31,845
その他短期貸付金等	0	0	0	0	0
そ の 他					
県からの長期貸付金残高	0	0	0	0	0
損失補償等契約に係る債務残高	0	0	0	0	0
正味財産の増減(単年度収支) ^{※1}					
当期経常増減額	3,679	17,873	1,918	181	702
当期一般正味財産増減額	3,607	17,801	1,846	△1,687	△2,207
当期正味財産増減額	3,607	17,801	1,846	△1,687	△2,207
会計基準の区分 ^{※2}	②	②	②	②	②

※1 公益法人会計基準を採用する法人のみ記載

※2 会計基準の区分は、[①H16改正基準 ②H20改正基準]から選択し、その番号を記載
○各団体の財務諸表(貸借対照表、収支計算書等)と一致